

昭和53年

第4回定例会

議案第21号

小樽市議会

小樽市運河問題調査審議会条例案

上記の議案を提出する。

昭和53年12月20日提出

議 員	琴	坂	禎	子
	石	井	利	幸
	高	階	孝	次
	武	田	篤	朗
	岩	坂	英	市
	北	野	義	紀
	大	原	登	志男

小樽市運河問題調査審議会条例案

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、小樽運河及びこれと一体をなしてその価値を形成している石造倉庫群等の歴史的環境を保全・活用する都市計画について調査・審議し、及びこれらについて必要と認める事項を市長に建議するため、小樽市運河問題調査審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員30名以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 民間諸団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

(庶 務)

第5条 審議会の庶務は、開発部において行い。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、運河問題について調査審議するため小樽市運河問題調査審議会を設置するためであります。